

＜一般委託＞

市民健診・特定健診・がん検診検査委託 仕様書

市民健診・特定健診・がん検診検査委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市民健診・特定健康診査・がん検診受診者の健診結果診断補助
2	履行期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日
3	施行場所	横須賀市民生局健康部健康管理支援課健診センター
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を継続する意思がない場合等については、履行期間満了日の1カ月前までに通知すること。
6	関係法規	健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律・がん対策基本法
7	資格要件	なし
8	契約方法	単価(容器代含む)による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として積算額に税率相当額(円未満の端数切捨て)を加算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市民生局健康部健康管理支援課(健診センター) 電話046-822-4527

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

仕 様 書

1 件 名 市民健診・特定健診・がん検診 検査委託(7月～3月)

2 実施場所 横須賀市西逸見町 1-38-11
横須賀市健診センター (ウエルシティ市民プラザ・4F)

3 契約期間 令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

(健診実施時期) 令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)の祝日を除く月～金曜日
土曜健診・日曜健診の可能性あり

回数 平日 161 回

※新型コロナウイルス感染症の影響で、健診実施内容や健診実施日に関して、変更の可能性があるので、あくまでも見込みとなっています。

4 健診時間 月・火・水・木・金曜日 8時45分～12時

5 検査実施対象者及び検査実施曜日

健診項目	対象年齢	実施曜日	予定数 (1日最大予定数)
① 成人健康診査 後期高齢者健康診査 特定健康診査 生活保護受給者等健康診査	18～39歳 75歳以上 40～74歳 40歳以上	月～金	5,694 (50) 件
② 胃がんリスク検診	40歳以上	月～金	810 (50) 件
③ 大腸がん検診	40歳以上	月～金	4,590 (50) 件
④ 前立腺がん検診	50歳以上	月～金	900 (50) 件
⑤ 子宮頸がん検診	20歳以上	火～金	3,000 (35) 件

6 検査内容等

①成人健康診査・後期高齢者健診－尿検査・血液検査			検査方法	参考基準値			
1	尿検査		糖	試験紙法	(－)		
			蛋白		(－)		
			潜血		(－)		
2	血液検査		赤血球数	自動化法	M400～539 万 F 360～489 万		
			血色素量		M13.1～16.3 F 12.1～14.5		
			ヘマトクリット値		M38.5～48.9 F 35.5～43.9		
			肝機能		AST (GOT)	UV法	30 以下
					ALT (GPT)		30 以下
					γ-GTP	ヘキソキナーゼ UV 法	50 以下
			脂質		中性脂肪	酵素法	30～149
					HDL-コレステロール		40 以上
					LDL-コレステロール		60～119
	糖代謝		血糖値	酵素法	99 以下		
			ヘモグロビンA1c	LA法	5.5 以下		
	腎機能		クレアチニン	酵素法	M 1.00 以下 F 0.70 以下		
			eGFR	—	60ml/分/1.73 m ² 以上		
			尿酸	酵素法	2.1～7.0		
	検診名			検査方法・参考基準値ほか			
②胃がんリスク検診 (ヘプシノゲン検査・ピロリ菌検査)			PG: EIA法 ペプシノゲン I 70ng/ml 以下かつ ペプシノゲン I/II 3.0 以下が陽性 HP: EIA法 試薬はEプレート栄研 血清ヘリコバクターピロリ IgG 抗体 (HP) 検査 基準値 (陽性) は、3.0U/ml 以上				
③大腸がん検診			便潜血検査 (2日法) ラテックス法による便中ヘモグロビン検査				
④前立腺がん検診			PSA腫瘍マーカー検査 50～59 歳 3.0ng/ml 未満 60 歳以上 4.0ng/ml 未満				
⑤子宮頸がん検診			子宮頸部細胞診 (ベセスダ分類) 検査 スライドガラス2枚				

7 検査準備等

- ・ 健診日の 21 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、各健康診査・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診の健診予約情報（氏名・年齢・性別・ID 等）を USB フラッシュメモリと書類（ログ情報・ダンプ情報）にて依頼をする。
- ・ 健診日の 17 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、事前に渡した健診予約情報データから、大腸がん検診対象者の検査容器一式（採便説明書入）・健康診査（特定・成人・後期）対象者の尿検査一式を検査対象者の氏名・ID 等がわかるラベルを所定の位置に貼付し、「50 音順」に用意する。
- ・ 健診日の 7 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、事前に渡した健診予約情報データから、検査容器一式（大腸がん検診採便容器を除く）を検査対象者の氏名・ID 等がわかるラベルを所定の位置に貼付し、用意する。
 ※採血管（真空採血管（滅菌）を使用）は、採血管立てに、「健診日ごと」「50 音順」。
 ※子宮頸がん検診の検査容器一式は、「健診日ごと」「50 音順」。
 ※健診当日に、検査の追加依頼があるため、検査容器等の予備を用意する。
 ※健診予約情報とラベルはカタカナ・漢字の両方を表記する。
- ・ 休祝日が連続する場合は、双方協議し決定する。

8 検査依頼・検体回収等

- ・ 健診当日は健診終了後、実施分の健診依頼情報（健診予約情報にない者を含む）を USB フラッシュメモリと書類（ログ情報・ダンプ情報）にて検査依頼し、それぞれの検体と依頼内容をその場で確認のうえ回収を行う。ただし、大腸がん検診採便容器は、健診実施日以外も回収を行う。

検体等引渡し予定時間	月・火・水・木・金曜日	15 時～16 時頃
	水曜日（午後健診の場合）	16 時～16 時 30 分頃

9 検査結果等

- ・ 健診日の 10 日後（休祝日を含む。10 日後が休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに検査結果を、結果情報 USB フラッシュメモリと書類にて報告する。
 ※要再検査等が必要なものは除く。

10 委託料

- ・ 検査委託には、検診の事前の準備・検査容器の準備・回収・結果の受領までを含む。
- ・ 検査委託料の支払いは月払いとし、実施件数を双方で確認後、市民健診・特定健康診査・がん検診それぞれについて、請求により支払うものとする。健診予約者のキャンセル等により未使用の検査容器は返却するものとし、支払いの対象外とする。
- ・ 本契約は、単価による業務委託契約とする。(単位： 件/円)

11 その他

- ・ 「横須賀市健診センター向け検体検査インターフェース仕様書」参照。
- ・ 検査容器等、すべての受け渡しは、健診センターとする。
- ・ 不都合が生じた場合は、双方で協議するものとする。
- ・ 検査委託に関しては検査情報として個人情報扱うため落札した委託業者には次頁のような取り決めを交わす。
- ・ 契約期間の満了日までに、本契約の委託者・受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約できるものとする。なお受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、契約期間満了日の1か月前までに委託者に通知しなければならない。

市民健診(集団)・特定健診 検査業務委託

(税抜き)

検査項目		単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)	
①成人健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査	血液検査	中性脂肪	件	5,694	400	
		HDL-コレステロール				
		LDL-コレステロール				
		GOT				
		GPT				
		γ-GTP				
		血糖値				
		ヘモグロビンA1c				
		クレアチニン				
		尿酸値				
血液検査 (貧血検査)	赤血球数	件	5,694	50		
	血色素					
	ヘマトクリット値					
尿検査	蛋白、糖、潜血	件	5,694	150		
②胃がんリスク検診(ペプシノゲン検査・ピロリ菌検査)		件	810	1,500		
③大腸がん検診(便潜血検査) 1本目		件	4,590	150		
2本目			4,590	150		
④前立腺がん検診(PSA腫瘍マーカー)		件	900	550		
⑤子宮頸がん検診(頸部細胞診)		件	3,000	650		

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限価格を超えないこと。

※契約単価は、契約者が記入する。

**横須賀市健診センター向け
検体検査インタフェース仕様書**

(USB メモリ, CSV 形式 : 第 1 4 版)

初版	2000年9月26日
2版	2002年3月14日
3版	2003年3月31日
4版	2003年9月12日
5版	2004年3月31日
6版	2006年3月31日
7版	2008年3月31日
8版	2010年1月29日
9版	2012年4月17日
10版	2013年2月7日
11版	2013年2月7日
12版	2014年4月8日
13版	2015年2月23日
14版	2018年6月19日

※変更履歴

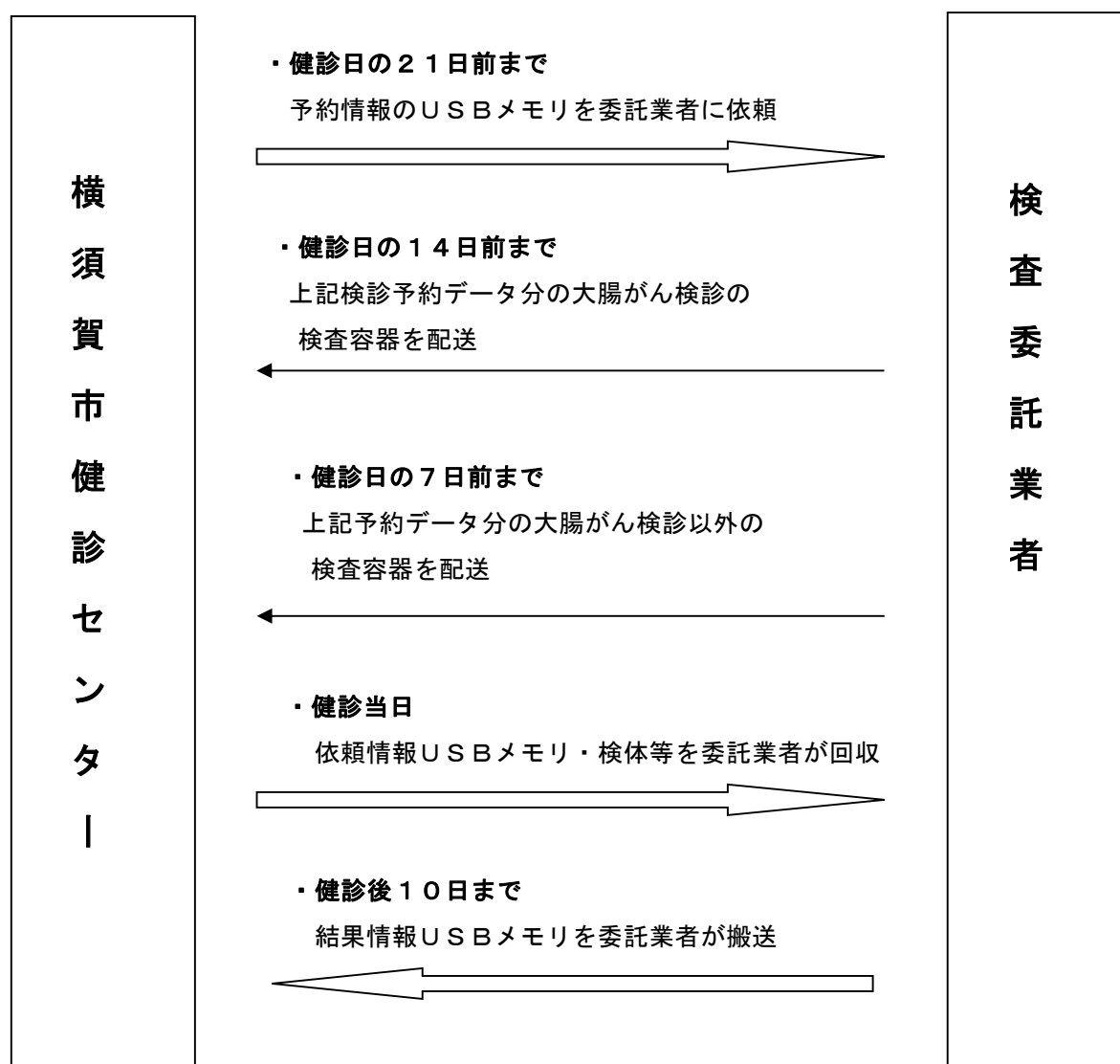
版	日付	更項目	内容
初版	2000/09/26	新規作成	
2 版	2002/03/14	※追 2	H 1 4 年度、肝炎対策に伴う修正
3 版	2003/03/31	※追 3	H 1 5 年度、肝炎対策に伴う修正
4 版	2003/09/12	変更	Ⅱ. 運用概要
5 版	2004/03/31	※追 4 変更	H 1 6 年度、肝炎 2 次対策に伴う修正 Ⅱ. 運用概要
6 版	2006/03/31	※追 5	H 1 8 年度、血清アルブミンを追加
7 版	2008/03/31	※追 6	H 2 0 年度、LDL コレステロール追加、肝炎対応補足
8 版	2009/01/29	※追 7	H 2 2 年度 子宮がん（ベセスダ方式）追加
9 版	2012/04/17	※追 8	H 2 4 年度 ペプシ、ピロリ菌追加
1 0 版	2013/02/07	変更 ※追 9	全体、フロッピーディスクの代替として USB メモリに変更 H b A 1 c（NGSP）追加
1 1 版	2013/03/01	変更 ※追 1 0 ※追 1 1	ファイル格納形体（結果情報受診時）追加 H b A 1 c（JDS）削除 喀痰細胞診削除
1 2 版	2014/04/08	※追 1 2	H 2 6 年度 e G F R 追加
1 3 版	2015/02/23	※追 1 3	受診日年齢追加
1 4 版	2018/06/19	※追 1 4	V. 結果形式説明 ベセスダ方式追加 VI. コード一覧 ペプシノゲン削除 子宮頸部細胞診（ベセスダ）コード変更 便潜血 2 追加 血清アルブミン削除

I. 本仕様について

検体検査系検査の以下の情報についてUSBメモリでデータの送受信を行う為のデータ仕様について説明するものです。

1. 予約情報送信
2. 依頼情報送信
3. 結果情報受信

II. 運用概要



※追3 肝炎2次検査（GPT値が要指導によりHCV抗体&抗原検査を自動で行い、HCV抗原検査の値が陰性によりHCV核酸増幅検査を行う場合）は、手動運用とします。
HCV核酸増幅検査の伝票依頼、紙による結果報告による運用。

Ⅲ. ファイル格納形体

データファイルは以下の規則に従いUSBメモリに格納します。

- ・格納先フォルダ USBメモリのルート直下
※結果情報”REP.CSV”に限り、任意のフォルダに格納可能

- ・ファイル構成

SEQ	処理内容	ファイル記号名称	レコード数	レコード形式
1	予約情報送信	YOYAKU.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式
2	依頼情報送信	IRAI.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式
3	結果情報受信	REP.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式

- ・各媒体（※フォルダ）には、処理により上記1つのファイルを格納する。他のファイルは存在しないこと。
（媒体が複数になる場合も同様）
- ・検査予約、依頼、結果1件を1レコード（1行）としてファイルに格納する。
先頭レコードはヘッダ行として必ず存在する。
このため、1ファイルは最低2件以上のレコードを持つ。
- ・改行のためのコードはDOSの[CR+LF]とする。（最終レコードにも改行を付加する）
- ・ファイルは文字コードとしてシフトJISを利用する。
- ・数値は項目に関係なくすべて文字で格納する。
- ・通常、媒体が複数になることはありえないが、必要な場合同様のファイルを別媒体に格納する。
（2度処理するイメージ）
- ・一つのレコードが複数媒体に跨るような格納は認めない。

IV. ファイルレイアウト

1. 予約&依頼ファイル (YOYAU.CSV, IRAI.CSV)

ファイル形式：可変長 CSV 形式（全項目””付 ,区切り）

SEQ	項目名	状態	項目説明	例
1	タイプ	必須	“Y”：予約、“I”：依頼	“Y”
2	処理フラグ	未使用	“0”：未処理、“9”：処理済	“0”
3	受診者番号	必須	前0右詰 10 桁、数字	“0000000018”
4	カナ氏名	選択	半角	“ヨスカ 知ウ”
5	漢字氏名	選択	全角	“横須賀 太郎”
6	生年月日	選択	“YYYYMMDD”	“19580502”
7	性別	選択	“1”：男 “2”：女 “9”：不明	“1”
8	予約日&依頼日	必須	“YYYYMMDD”	“19580502”
9	依頼番号	未使用	前0右詰 10 桁	“0000000000”
10	依頼科情報	未使用	前0右詰 4 桁	“0000”
11	病棟コード	未使用	前0右詰 4 桁	“0000” ※追 3
11	肝炎依頼情報	必須	前0右詰 4 桁	“0000” ※追 3
12	医師コード	未使用	前0右詰 桁	“0000” ※追 1 3
12	受診日年齢	選択	半角	“44” ※追 1 3
13	依頼項目数	必須	前0右詰 3 桁	“005”
14	項目コード	必須	前0右詰 6 桁	} × n “003001”
15	項目名称	選択	全角&半角文字、桁は不定	
16	ターミネイト	必須	CR+LF	0x0A0D
17				

1) レコード例

(1)ヘッダーレコード× 1

“タイプ”, “処理フラグ”, “受診者番号”, “カナ氏名”, “漢字氏名”, “生年月日”, “性別”,
 “依頼日”, “依頼番号”, “依頼科情報”, “病棟コード”, “医師コード”,
 “依頼項目数”, “項目コード”, “項目名称”CR+LF

(2)明細レコード× n

“I”, “0”, “0000000018”, “ヨスカ 知ウ”, “横須賀 太郎”, “19580502”, “1”,
 “20000926”, “0000000000”, “0000”, “0000”, “0000”,
 “005”, “003001”, “GOT”, “003002”, “GPT”, “003007”, “γ-GPT”,
 “003501”, “血糖”, “003551”, “HbA1c”CR+LF

2) 注意点

(1) 状態について

固定：必ず指定の固定文字をセットします。

必須：必ず指定の内容をセットします。

選択：必ずしも内容をセットする必要のない項目ですが、例のような内容をセットします。

未使用：今回の I F では、不要と思われる項目です。

例のようにタイプクリアデータをセットします。

(2) 項目コード：項目名称は必ずセットで必要項目数（依頼項目数）ぶん繰り返します。

(3) 依頼コードは当方指定（VI. コード一覧、参照）を使用します。

状況により（6桁以内の数字）検査依頼業者のコードをセットすることも可能です。

(4) 各項目は必ずしも“ ”で囲まれない場合を想定することが望ましい。

ただし、項目に、を含む項目は必ず“ ”で囲むこととする。

（EXCEL等で誤って保存を行った場合“ ”が無くなる場合があるので注意が必要）

※追3

(5) 旧“病棟コード”を“肝炎依頼情報”として使用する。

・“0000”を1桁、1桁、2桁分割して使用

1桁め---肝炎検査希望の有無

0：希望する 1：希望しない

2桁め---今回肝炎検査の依頼の有無

0：今回依頼なし 1：今回依頼あり

後2桁---過去肝炎検査の実施の有無

00：実施なし 01：健診センターで実施 02：個別医療期間で実施

03：肝炎2次（※追4）

参考)

判定基準は過去5年間にHCV抗体判定値（03766：当方検査コード）に結果入力があった最新ものに対して行っている

- 例) ”0000” 今回肝炎の依頼がない&過去の実施がない&肝炎検査を希望する
 ”1000” 今回肝炎の依頼がない&過去の実施がない&肝炎検査を希望しない
 “0100” 今回肝炎の依頼がある&過去の実施がない
 “0001” 今回肝炎の依頼がない&前回健診センターで実施した&肝炎検査を希望する
 “1001” 今回肝炎の依頼がない&前回健診センターで実施した&肝炎検査を希望しない
 “0002” 今回肝炎の依頼がない&前回個別医療機関で実施した&肝炎検査を希望する
 “1002” 今回肝炎の依頼がない&前回個別医療機関で実施した&肝炎検査を希望しない
 “0003” 今回肝炎の依頼がない&前回肝炎2次検査実施した&肝炎検査を希望する（※追4）
 “1003” 今回肝炎の依頼がない&前回肝炎2次検査実施した&肝炎検査を希望しない（※追4）
- 4)
- “0101” 今回肝炎の依頼がある&前回健診センターで実施した
 “0102” 今回肝炎の依頼がある&前回個別医療機関で実施した
 “0103” 今回肝炎の依頼がある&前回肝炎2次検査実施した（※追4）

肝炎検査 1次検査 (“0100”) 肝炎検査を希望する+今回肝炎の依頼がある+過去の実施がない
(核酸増幅検査用スピッツあり)

肝炎検査 2次検査 (“0000”) 肝炎検査を希望する+今回肝炎の依頼がない+過去の実施がない 00
(核酸増幅検査用スピッツなし)

※ 依頼コードが “0000” の場合で、GPT値が要指導(46以上)の場合に限りHCV抗体検査に進む(HCV抗原検査まで実施。HCV抗原検査で陰性の場合、後日採血して検査を依頼する)

依頼コード	検査進行状況	その他
“0000”	△ GPTが要指導の場合、肝炎二次検査を実施	核酸増幅検査スピッツ無し
“0001”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“0002”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“0100”	○ 肝炎検査を実施する(HCV抗原陰性の場合→核酸増幅検査)	核酸増幅検査スピッツ有り
“0101”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“0102”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1000”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1001”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1002”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1100”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1101”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	
“1102”	× 肝炎検査の1次検査及び2次検査は実施しない	

※特記事項 肝炎依頼に関しては、上記内容にて検査実施機関側で自動で発生するものとする
各状態による依頼状況の詳細な運用ルールは検査実施機関と横須賀市健診センター殿との
運用取り決めによる
尚、平成20年度は、過去の実施に関わらず肝炎検査依頼があるもののみを処理対象とする

※追6

2. 検査結果ファイル

ファイル形式：可変長 CSV 形式（全項目””付 ,区切り）

SEQ	目名	状態	項目説明	例
1	タイプ	固定	【”R”固定】	“R”
2	処理フラグ	未使用	“0”：未処理、“9”：処理済 【今回”0”固定】	“0”
3	受診者番号	必須	前0右詰 10 桁、数字	“0000000018”
4	カナ氏名	選択	半角	“ヨスカ 知ウ”
5	漢字氏名	選択	全角	“横須賀 太郎”
6	性別	未使用	“1”：男 “2”：女 “3”：不明	“1”
7	検査依頼日	必須	“YYYYMMDD”	“20000926”
8	検査実施日	未使用	“YYYYMMDD”	“20000926”
9	依頼番号	未使用	前0右詰 10 桁	“0000000526”
10	報告状態	必須	“0”：中間報告、“9”：最終報告	“9”
11	報告日	未使用	“YYYYMMDD”	“20001006”
12	結果項目数	必須	前0右詰 3 桁	“005”
13	項目コード	必須	前0右詰 6 桁	“003551”
14	項目名称	選択	全角&半角文字、桁は不定	“HbA1c”
15	結果値	必須	全角&半角文字、桁は不定	“6.2”
16	結果コメントコード	選択	前0右詰 4 桁	“0000”
17	異常マーク	選択	※VI. 4 参照	“1”
18	ターミネイト	必須	CR+LF	0A0D
19				
20				

1) レコード例

(1)ヘッダーレコード× 1

“タイプ”, “処理フラグ”, “受診者番号”, “カナ氏名”, “漢字氏名”, “性別”,
 “検査依頼日”, “検査実施日”, “依頼番号”, “報告状態”, “報告日”,
 “結果項目数”, “項目コード”, “項目名称”, “結果値”, “結果コメントコード”, “異常マーク”CR+LF

(2)明細レコード× n

“R”, “0000000018”, “ヨスカ 知ウ”, “横須賀 太郎”, “1”,
 “20000926”, “20000926”, “0000000526”, “9”, “20001006”,
 “005”, “003001”, “GOT”, “35”, “0000”, “1”, “003002”, “GPT”, “33”, “0000”, “1”,
 “003007”, “γ-GPT”, “54”, “0000”, “1”, “003501”, “血糖値”, “120”, “0000”, “1”,
 “003551”, “HbA1c”, “6.2”, “0000”, “2”CR+LF

2) 注意点

(1) 状態について

固定：必ず指定の固定文字をセットします。

必須：必ず指定の内容をセットします。

選択：必ずしも内容をセットする必要のない項目ですが、例のような内容をセットしてください。

状況により別途、打合せ可能

未使用：今回の I F では、不要と思われる項目です。

例のようにタイプクリアデータをセットしてください。

(2) 項目コード～異常マークは必ずセットで必要項目数（結果項目数）ぶん繰り返します。

(3) 依頼コードは当方指定（VI. コード一覧、参照）を使用します。

状況により（6桁以内の数字）検査依頼業者のコードをセットすることも可能です。

(4) 各項目は必ずしも“ ”で囲まれない場合を想定することが望ましい。

ただし、項目に、を含む項目は必ず“ ”で囲むこととする。

（EXCEL等で誤って保存を行った場合“ ”が無くなる場合があるので注意が必要）

V. 結果形式説明

1. 項目名称

セットが難しい場合、必ずしもセットする必要はありません。

(項目をチェックするため、I F上必ずしも必要としません)

この場合、必ず “,” で位置は合わせてください

2. 結果値

1) 数値系

1 2 3 → “123”

0. 5 7 → “0.57”

- 2. 0 → “-2.0”

2) 定性項目

- → “-”

± → “0”

+ → “1”

2+ → “2”

3+ → “3”

4+ → “4”

3) クラス表示

I → “1”

II → “2”

III a → “3”

III b → “4”

IV → “5”

V → “6”

4) 文字列

2 4バイト以内の文字はそのまま受け取ることが可能です。

“1.0↑” 数値は半角でセットして下さい。

“1-2/1 視野” 数値は半角でセットして下さい。

※上記のようなパターンの項目は打合せが必要です。

5) その他特殊パターンは別途打合せになります。

※追2

6) HCV抗体

高力価	→"1"
中力価	→"2"
低力価	→"3"
陰性	→"4"

7) HCV核酸増幅検査

- (陰性)	→"-"
+ (陽性)	→"1"
中止	→"9"

※追3

8) HCV抗原 (定性)

- (陰性)	→"-"
+ (陽性)	→"1"

※追14

9) ペセスダ方式

判定不可	→"0"
NILM	→"1"
ASC-US	→"2"
ASC-H	→"3"
LSIL	→"4"
HSIL	→"5"
SCC	→"6"
AGC	→"7"
AIS	→"8"
Adenocarcinoma	→"9"
Other malig.	→"10"

3. 結果コメントコード

- ・今回の仕様では使用しません。”0000”をセットしてください。
“検体量不足”などの内容は結果値にセットして下さい。

※今後、コメントが必要な場合、別途コードにて行う予定です。

4. 異常マーク

- ・今回の仕様では特に必要ではありません。”1”をセットしてください。
- ・セットする場合
 - 下に外れた場合 ->“0”
 - 正常な場合 ->”1”
 - 上にはずれた場合 ->”2”
 - 上下判断できない異常な場合 ->”2”

VI. コード一覧

1. 検査依頼&結果コード

検査名称	依頼コード	結果コード	結果タイプ等
尿糖	001001	001001	定性
尿蛋白	001002	001002	定性
尿潜血	001003	001003	定性
赤血球数	002002	002002	数値
血色素	002003	002003	数値
ヘマトクリット	002004	002004	数値
G O T	003001	003001	数値
G P T	003002	003002	数値
γ-G T P	003007	003007	数値
総コレステロール	003401	003401	数値
中性脂肪	003403	003403	数値
H D L -コレステロール	003402	003402	数値
血糖値	003501	003501	数値
H b A 1 c (N G S P)	003552	003552	数値 ※追 9
クレアチニン	003702	003702	数値
尿酸	003703	003703	数値
eGFR	003704	003704	数値 ※追 1 2
P S A	003861	003861	数値
ペプシノゲン	004520	004520	数値 ※追 1 4
P G I	004521	004521	数値 ※追 8
P G II	004522	004522	数値 ※追 8
P G I / P G II 比	004523	004523	数値 ※追 8
H. ピロリ抗体	004524	004524	数値 ※追 8
子宮頸部細胞診	004510	004510	クラス表示
子宮頸部細胞診 (ベセスダ)	004511	004511	ベセスダ方式 ※追 7 ※追 1 4
喀痰細胞診	004502	004502	クラス表示 ※追 1 1
便潜血	001501	001501	定性
便潜血 2	001502	001502	定性 ※追 1 4
H B s 抗原	003761	003761	定性 ※追 2
H C V 抗体	003764	003764	定性 ※追 2
H C V 核酸増幅検査	003765	003765	定性・数値 ※追 2
H C V 抗原	003763	003763	定性・数値 ※追 3
血清アルブミン	002082	002082	数値 ※追 5 ※追 1 4
LDL コレステロール	003404	003404	数値 ※追 6

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。